

## 55. 03

## 音商標の願書への記載（文字にて商標を表す場合）について

## 1. 商第3条第1項柱書

自然音、動物の鳴き声、電子音等のような、五線譜では表現不可能又は困難な音からなる音商標を文字にて表す場合は、音の種類及び音の長さ（時間）を、願書の商標登録を受けようとする商標を記載する欄（以下「商標記載欄」という。）に記載しなければならない。商標記載欄にこれらの事項が記載されていない場合は、音商標として認められないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

## (1) 願書に記載した商標に音商標の構成要素ではないものが記載されている場合

商標審査基準<sup>1</sup>では、楽曲のタイトルや作曲者名等の音商標の構成要素ではないものを商標記載欄に記載した場合には、音商標とは認められず、商第3条第1項柱書の要件を満たさないものとしている。

音商標の構成要素ではないものとしては、楽曲のタイトルや作曲者名以外にも、例えば、願書に記載された商標が「本商標は、全国的にも有名な猫である●●（猫の名前）の『ニャーニャー』という鳴き声が聞こえる構成となっており、全体で3秒間の長さである。」という場合における「全国的にも有名な」という記載や「●●（猫の名前）」という記載がある。これらは、音商標を構成する音そのものを説明したものではなく、音商標の構成要素とは認められないため、このような音商標は商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

ただし、これらの文字を削除することは、要旨の変更ではないものとする。

## (2) 商標記載欄に音楽的要素が文字で記載されている場合

商標記載欄に、明らかに音楽的要素を認識させるものが文字で記載されているにもかかわらず、その音を構成するための要素（音の高さ、リズム、テンポ等）が明記されていない場合は、音を構成するための十分な記載がなされていないため、このような記載を含む音商標は、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。

例えば、願書に記載された商標が「男性が●●と読み上げた後に、ピアノの音が2秒間流れ」という場合は、「ピアノの音」は明らかに音楽的要素を認

<sup>1</sup> 「商標審査基準第1 二、第3条第1項柱書 10. (1)(7)」参照

識させるにもかかわらず、音を構成するための十分な記載がなされていないため、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。なお、このときに、「ピアノの音」の具体的な音を収録した経済産業省令で定める物件（以下「音声ファイル」という。）を提出し、商標の詳細な説明（以下「詳細な説明」という。）に「ピアノの音」の具体的内容を記載したとしても、商第3条第1項柱書の要件を満たさない。音声ファイル及び詳細な説明は、商標登録を受けようとする音を構成するために必要な事項が商標記載欄に記載されていると認められる場合、すなわち、商標登録を受けようとする商標足り得た場合に、文字では厳密に表すことができない要素や、商標記載欄への記載が任意となっている事項を特定するにとどまるものであって、商標登録を受けようとする音（「ピアノの音」の具体的内容）を特定できるものではない。

一方、商標記載欄に音楽的要素の具体的内容が文字で記載されている場合は、それが商標登録を受けようとする音を特定できるもの（例：テンポ○×、○分の×拍子で、○×調により、1小節目の1拍目には○の音があり…）であれば、商第3条第1項柱書の要件を満たすものとする。

## 2. 商第5条第5項

楽曲のタイトルや作曲者名等の音商標の構成要素でないものを詳細な説明に記載した場合は、詳細な説明が音商標を特定するものと認められないため、その商標登録出願は、商第5条第5項の要件を満たさない。

(注) 以下をクリックすると、商標審査基準をご覧になれます。

- [「第3条第1項柱書」の審査基準](#)
- [「第5条（商標登録出願）」の審査基準](#)